

第202400304756号
令和7年3月25日

各介護サービス事業所を運営する法人の代表者 様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長
(公 印 省 略)

「鳥取県介護保険事業者における事故発生時の報告要領」の一部改正及び
集計フォーマットの配布について（通知）

本県の高齢者福祉施策の推進については、日頃、格別の御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、厚生労働省老健局より通知がありました「介護保険施設等における事故の報告様式等について（令和6年11月29日付厚生労働省老健局高齢者支援課長他通知、介護保険最新情報 Vol.1332）」を受け、この度、「鳥取県介護事業者における事故発生時の報告要領（以下、「報告要領」という。）」を下記のとおり、一部改正しましたので、通知します。

ついては、貴法人が運営する各事業所・施設に周知いただくとともに、令和7年4月1日以降は、改正後の報告要領により、御報告いただきますようお願いいたします。

併せて、厚生労働省老健局より配布された集計フォーマットを配布しますので、効率的な事故情報の収集、分析等に御活用ください。

記

1 改正概要

- (1) 中部総合事務所及び西部総合事務所の提出先の変更
- (2) 様式の提出媒体の変更：エクセルファイルの状態で提出することを原則とします。
- (3) 様式の変更：内容に変更はありませんが、今回厚生労働省老健局より配布された集計フォーマット等に対応した様式へ変更します。

2 留意事項

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第37条等の規定に基づく各市町村への報告は、本報告とは別に従来どおり行ってください。

(添付資料)

- ・介護保険施設等における事故の報告様式等について（令和6年11月29日付厚生労働省老健局高齢者支援課長他通知、介護保険最新情報 Vol.1332）
- ・集計フォーマット及び使用マニュアル

(当課ホームページ)

改正後の報告要領は以下のホームページに掲載しています。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/206649.htm>

【担当】

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地
鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課
介護保険・施設担当 濱田、福田
電 話：0857-26-7175
ファクシミリ：0857-26-8168
電子メール：choujyushakai@pref.tottori.lg.jp